

日本からドイツに渡航する際の入国・検疫措置 早見表

2021年10月14日現在

質問 ① 渡航目的は何ですか？	質問 ② 有効な滞在許可証はお持ちですか？	質問 ③ ワクチン接種証明書はお持ちですか？	入国に必要な手続き・書類等 ○必要 ✖不要				
			ワクチン接種証明書	陰性証明書 又は 快復証明書	デジタル入国登録	隔離義務	入国理由を証明する 疎明書類
短期滞在 (観光・知人訪問・商用等)	/	有	○	✖	✖	✖	✖
		無	/	○	✖	✖	○(注3)
トランジット (同一空港内乗り継ぎ)	/	有	△(注1)	△(注1)	✖	✖	△(注2)
		無	/	△(注1)	✖	✖	△(注2)
長期滞在 (赴任・家族の呼び寄せ・留学等)	有	有	○	✖	✖	✖	滞在許可証
		無	/	○	✖	✖	滞在許可証
	無	有	○	✖	✖	✖	○(注3)
		無	/	○	✖	✖	○(注3)

- **ワクチン接種証明書**： 日本で接種した場合は、日本の地方自治体が発行するワクチン接種証明書(英語)。ドイツで接種した場合は、黄色いワクチン手帳(Impfpass/Impfbuch)、ワクチン接種センターや医療機関が発行した接種証明書、デジタル接種証明。
- **陰性証明書**： 入国前72時間以内に受けたPCR検査又は入国前48時間以内に受けた抗原検査の陰性証明書(ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語で記載されたもの)。
- **快復証明書**： 6か月前から28日前までの間に新型コロナウイルスに感染していたことを証明するPCR検査結果(ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語で記載されたもの)。

(注1) トランジット(同一空港内の乗り継ぎ)の場合、ドイツの検疫措置は適用されませんので、証明書の提示義務はありませんが、最終目的国への搭乗手続きにあたって必要となる場合があります。

(注2) シェンゲン域内への乗り継ぎの場合には、念のため滞在許可証または最終目的国が日本からの渡航を許可していることを証明する文書(政府機関のホームページ等で該当部分をプリントアウトしたもの)を携帯してください。シェンゲン域外の第三国(日本を含む)からシェンゲン域外の第三国への乗り継ぎ(入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎ)にあたっては疎明書類は必要ありません。

(注3) ドイツ入国にあたっての入国理由を証明する疎明書類については、こちらをご覧ください。→ https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD1ch
なお、10月14日現在、ワクチン接種証明書を所持していない場合には、日本からの観光目的や知人訪問目的でのドイツ入国は認められておりません。

その他、ドイツの入国・検疫措置の詳細につきましては、以下の当館ホームページをご確認ください。
https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD